

令和6年度裾野市農業委員会11月総会 議事録

1. 開催日時 令和6年11月11日(月) 午後1時30分から午後2時00分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	大庭 清宏	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	井上 恭男
2	萩田 弘明	8	高草 富一	東	芹澤 秀雄	富岡	杉山 守正
3	勝又 直美	9	西島 則夫	西	市川 光一	富岡	渡邊 光永
4	勝又 和一			深良	大庭 洋行		
5	杉山 邦利	11	杉山 克己	深良	勝又 勝美		
6	杉山 利博	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

10	渡邊 博美	須山	中村 偉文				
----	-------	----	-------	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 西島敬光 書記 佐野久美

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

11	杉山 克己	1	大庭 清宏
----	-------	---	-------

第3 議事

(1) 報第12号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について

(2) 議第18号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について

(3) 議第19号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について

7. 会議の概要

議 長

只今から令和6年度裾野市農業委員会11月総会を開会します。
 本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議
 ございませんか。

(異議なし)

議 長

それでは、11番 杉山克己委員、1番 大庭清宏委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の西島敬光
 氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第12号 農地法第5条の規定による農地転用届出
 に対する受理について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第12号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
 番号1

(議案朗読により説明)

議 長	ただ今の報第12号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。 (質問、意見等 なし)
議 長	質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。 次に、議第18号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第18号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1 (議案朗読・投影写真により説明)
議 長	続きまして、地区担当委員 2番 荻田弘明委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	申請地は、JAすその富岡支店の約350m北東側に位置しています。 申請地は市街化調整区域内の青地農地です。 面積は445㎡で、地目は公簿が田、現況が畑です。 渡人と受人は親戚関係で、受人側が本家となります。 渡人は平成9年に相続により取得しましたが、居住地が御殿場市萩原であり、また高齢のため、実際には受人の協力を得て耕作管理を行ってきました。 このほど、隣接する農地を所有している受人に贈与することで話がまとまり、申請に至りました。 受人の、申請地取得後の経営農地は3,951㎡です。 必要な農機具は所有しており、耕作は本人が行います。 通作にかかる時間は、徒歩すぐです。 従事日数や地域との調和についても問題ありません。 耕作計画では露地野菜を栽培する予定です。 周辺農地への悪影響は、特に無いかと思われます。ご審議のほどお願いします。
議 長	ただ今の議第18号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。 (質問、意見等 なし)
議 長	それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第18号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	それでは、全会一致で決定することに決定します。 次に、議第19号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第19号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1 (議案朗読・投影写真により説明)
議 長	続きまして、地区担当委員 推進委員 杉山守正委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員	申請地は、今里のカーテックフジの約50m南側に位置しています。(近くに公共施設がないためやむなく) 現況は休耕地となっています。 渡人は、時効取得により、申請地を取得しましたが、沼津市に住んでいるため、隣接する宅地と併せて売却処分を考えていました。 受人は、現在清水町の賃貸住宅に居住しており、自己住宅の建築を検討していたところ、渡人と売買の合意ができたことから申請に至りました。土地の形状を維持するために不可欠であり、住宅敷地の一部として利用します。 農地区分は第2種農地に該当しますが、代替性の検討されており、立地基準は問題ないと思います。 転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。 建築物や工作物に該当する施設がなく、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。 北側は雑種地、東側は農地、南側は宅地、西側は道路に面しています。東側の農地とは数メートルの高低差があります。 雨水と汚水は、自然浸透及び合併処理浄化槽を経由して西側の道路側溝に放流します。 以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただ今の議第19号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。 (質問、意見等 なし)
議 長	それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第19号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	それでは、全会一致で許可することに決定します。 次に、議第19号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第19号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2 (議案朗読・投影写真により説明)
議 長	続きまして、地区担当委員 3番 勝又直美委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	申請地は、金沢公民館の約200m北側に位置しています。 現況は休耕地となっています。 渡人は、平成4年に贈与により取得しましたが、高齢のため、現在は耕作できず、受人の息子が管理を行っています。 受人は、太陽光発電事業を行っている法人であり、事業用地を検討する中で、賃借の合意ができたことから申請に至りました。 農地区分は、宅地や雑種地に囲まれており、街区の面積に占める宅地等の割合が40%を超えていることから、第3種農地に該当します。第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準に問題ないと思います。 建築物や工作物に該当する施設がなく、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。電力の受給契約や送電の手続きも進められています。また、転用事業を実施する

資金力も確認できていることから一般基準を満たしていると考えられます。
北側は渡人の農地、東側は雑種地、南側は道路、西側は道路に接しています。
太陽光発電設備の周囲にはフェンスを設置します。
また、敷地内は年2回の草刈り及び、適宜草刈り及び清掃を実施します。
雨水は自然浸透となります。
以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしく
お願いします。

議 長	ただ今の議第19号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。
高草富一委員	譲受人の会社のこれまでの実績、きちんと管理されているかを教えてください。
事務局	令和3年度に須山地区で事業を行っています。 令和5年の航空写真を見ますと、きちんと管理されているように見えます。
勝又和一委員	管理されています。
高草富一委員	現地調査の際に確認したほうがいいのではないかと。
事務局	はい。
議 長	ほかに質疑等がありましたらお願いします。 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第19号 番号2について、 本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	それでは、全会一致で許可することに決定します。 ではこれをもって令和6年度裾野市農業委員会11月総会を閉会します。

令和6年11月11日（会議録署名人）

11番署名人

杉山克己

1番署名人

大庭清宏